

住民票等のコンビニ交付サービスの開始について

住民票等のコンビニ交付サービスにつきましては、市役所等を訪れる必要がなく、また休日等市役所の執務時間外にも取得が可能なことから市民の利便性向上に大きく寄与します。これまで多くの市民からの要望もあり、令和4年10月からコンビニ交付サービスを開始します。

記

1. コンビニ交付の概要

国が委託している地方公共団体情報システム機構と契約し、本市の証明発行システム等を改修することにより、全国のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）に設置されたマルチコピー機から、住民票等を取得することが可能となります。なお、利用にはマイナンバーカードが必要となります。

2 実施内容

(1) 本市におけるコンビニ交付対象証明書

- ① 住民票
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 所得証明書

※ 戸籍証明書については、令和5年度から戸籍業務においてもマイナンバーの利用が始まり、様々な手続きで戸籍証明書の添付が不要になることなど、その発行件数の減少が見込まれることから、導入については再度検討します。

(2) 利用時間等

年末年始を除く毎日午前6時30分～午後11時まで
（住所登録地を問わず、全国のコンビニで住民票等の取得が可能）

(3) 交付手数料

1通につき100円（窓口交付：300円）

3. 各種証明書の宅配サービスの実施

行政窓口、コンビニに行くことができない事情のある世帯（高齢者、障害者等）へ各種証明書を自宅へ宅配するサービスを実施します。

※明舞・江井島・高丘各サービスコーナーを利用される地域住民の方から先行実施します。

4. サービス開始日

令和4年10月1日